

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社小又建設

業者の住所：青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59-4

2 指名停止措置期間：令和7年9月19日から令和7年10月18日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の造成工事で発生した木くずを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕され、同月23日、福島地方検察庁会津若松支部から同罪で起訴されたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	